

改 正 後	現 行
第2章 「原価等の算定」に関する審査 第1節 (略) 第2節 営業費 1. ～ 4. (略) 5. <u>合成メタン等調達費相当金</u>については、算定規則別表第1第1表(1)に掲げる方法に基づき適正に算定されているか否かを確認する。 6. 需要調査・開拓費 (1) (略) (2) 需要開拓費については、算定規則別表第1第1表(1)に掲げる方法に基づき、適正に算定されているかを確認する。その際、託送料金収入額増加額については、年間開発ガス量に基づき適切に算定されているか否か、<u>合成メタン等調達費相当金に係る収入額が適切に控除されているか否か</u>、年間開発ガス量の算定根拠が実績及び供給計画等を踏まえて妥当であるか否かを確認する。適正な見積額であるか否かについては、需要開拓に係る公募手続等が公平性・透明性のある形で確実に実施される見込みがあるか、需要開拓に係る一件当たりの支払額は適正か、導管整備が相当程度進んでいると考えられる地域における需要開拓分まで含んでいないか等の観点から審査する。 7. ・ 8. (略)	第2章 「原価等の算定」に関する審査 第1節 (略) 第2節 営業費 1. ～ 4. (略) 5. <u>バイオガス調達費</u>については、算定規則別表第1第1表(1)に掲げる方法に基づき適正に算定されているか否かを確認する。<u>その際、バイオガス調達量については、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号）に基づく告示の利用目標を踏まえて妥当であるか否かを確認する。</u> 6. 需要調査・開拓費 (1) (略) (2) 需要開拓費については、算定規則別表第1第1表(1)に掲げる方法に基づき、適正に算定されているかを確認する。その際、託送料金収入額増加額については、年間開発ガス量に基づき適切に算定されているか否か、年間開発ガス量の算定根拠が実績及び供給計画等を踏まえて妥当であるか否かを確認する。適正な見積額であるか否かについては、需要開拓に係る公募手続等が公平性・透明性のある形で確実に実施される見込みがあるか、需要開拓に係る一件当たりの支払額は適正か、導管整備が相当程度進んでいると考えられる地域における需要開拓分まで含んでいないか等の観点から審査する。 7. ・ 8. (略)

第3節～第7節 (略)

第3章 効率化努力目標額の算定

1. (略)

2. 比較原価項目群及び比較指標

比較の対象とする一般ガス導管事業等に係る原価等のうち、修繕費、租税課金（法人税等を含む。）、需給調整費、合成メタン等調達費相当金、需要調査・開拓費、事業者間精算費及び事業者間精算収益（控除項目）を除く原価項目群を「設備投資関連費用」及び「一般諸経費」の2つの原価項目群（以下「比較原価項目群」という。）に区分し、需要量及び想定連結託送供給ガス量の合計量（以下「合計ガス需要量」という。）で除した合計ガス需要量当たり原価で比較することとする。

(1)・(2) (略)

3. ～5. (略)

第3節～第7節 (略)

第3章 効率化努力目標額の算定

1. (略)

2. 比較原価項目群及び比較指標

比較の対象とする一般ガス導管事業等に係る原価等のうち、修繕費、租税課金（法人税等を含む。）、需給調整費、バイオガス調達費、需要調査・開拓費、事業者間精算費及び事業者間精算収益（控除項目）を除く原価項目群を「設備投資関連費用」及び「一般諸経費」の2つの原価項目群（以下「比較原価項目群」という。）に区分し、需要量および想定連結託送供給ガス量の合計量（以下「合計ガス需要量」という。）で除した合計ガス需要量当たり原価で比較することとする。

(1)・(2) (略)

3. ～5. (略)